



宮 崎 県 公 報

平成30年7月9日(月曜日) 第 3010 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示

- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が定める額の一部を改正する告示…………… (人事課) 1
 - 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額の一部を改正する告示…………… (") 2
 - 指定障害福祉サービス事業者の指定…………… (障がい福祉課) 3
 - 家畜人工授精講習会規程の一部を改正する告示 (家畜防疫対策課) 3
- ### 公 告
- 大規模小売店舗の新設に関する届出…………… (商工政策課) 3
 - 大規模小売店舗の変更に関する届出…………… (") 4

頁

- 土地改良区の役員の就退任の届出 (3件) …… (農村整備課) 4
 - 土地改良区の役員の退任の届出…………… (") 6
 - 土地改良区の役員の就任の届出…………… (") 6
- ### 教育委員会告示
- 平成31年度宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校、宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校及び宮崎県立都城ヶ丘高等学校附属中学校入学者選抜要綱…………… 7
- ### 教育委員会公告
- 職員の分限処分…………… 7
- ### 監査委員告示
- 包括外部監査契約に基づく監査に係る補助者…………… 7
- ### 内水面漁業管理委員会指示
- 漁業法に基づく指示…………… 7
- ### 雑 報
- 平成30年度行政書士試験の実施について…………… 8

告 示

宮崎県告示第 616号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が定める額 (平成4年宮崎県告示第 560号) の一部を次のように改正する。

平成30年7月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の左欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の右欄に掲げる額とする。			議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の左欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の右欄に掲げる額とする。		
年齢階層	最低限度額	最高限度額	年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,751円	13,287円	20歳未満	4,748円	13,284円
20歳以上25歳未満	5,333円	13,287円	20歳以上25歳未満	5,377円	13,284円
25歳以上30歳未満	5,894円	13,958円	25歳以上30歳未満	5,967円	14,255円
30歳以上35歳未満	6,233円	16,456円	30歳以上35歳未満	6,304円	17,353円
35歳以上40歳未満	6,654円	19,157円	35歳以上40歳未満	6,673円	19,286円
40歳以上45歳未満	6,893円	21,279円	40歳以上45歳未満	6,926円	21,393円
45歳以上50歳未満	7,031円	24,269円	45歳以上50歳未満	7,020円	23,905円
50歳以上55歳未満	6,792円	25,630円	50歳以上55歳未満	6,812円	25,257円
55歳以上60歳未満	6,191円	24,976円	55歳以上60歳未満	6,313円	24,859円
60歳以上65歳未満	5,009円	20,297円	60歳以上65歳未満	5,142円	19,726円
65歳以上70歳未満	3,920円	15,558円	65歳以上70歳未満	3,930円	15,291円
70歳以上	3,920円	13,287円	70歳以上	3,930円	13,284円

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が定める額（以下「改正後の告示」という。）の表の20歳以上25歳未満の項、25歳以上30歳未満の項、30歳以上35歳未満の項、35歳以上40歳未満の項、40歳以上45歳未満の項、50歳以上55歳未満の項、55歳以上60歳未満の項、60歳以上65歳未満の項、65歳以上70歳未満の項及び70歳以上の項の最低限度額並びに25歳以上30歳未満の項、30歳以上35歳未満の項、35歳以上40歳未満の項及び40歳以上45歳未満の項の最高限度額の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の告示の表の20歳以上25歳未満の項、25歳以上30歳未満の項、30歳以上35歳未満の項、35歳以上40歳未満の項、40歳以上45歳未満の項、50歳以上55歳未満の項、55歳以上60歳未満の項、60歳以上65歳未満の項、65歳以上70歳未満の項及び70歳以上の項の最低限度額並びに25歳以上30歳未満の項、30歳以上35歳未満の項、35歳以上40歳未満の項及び40歳以上45歳未満の項の最高限度額の規定は、平成30年4月1日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

宮崎県告示第 617号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額（平成8年宮崎県告示第1125号）の一部を次のように改正する。

平成30年7月9日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。			議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。		
介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額	介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額
常時介護を要する状態	1 [略]	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>10万 5,130円</u> を超えるときは、 <u>10万 5,130円</u> ）	常時介護を要する状態	1 [略]	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>10万 5,290円</u> を超えるときは、 <u>10万 5,290円</u> ）
	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合においては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>5万 7,110円</u> 以下であるときに限る。）	月額 <u>5万 7,110円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月においては、介護に要する費用として支出された額）		2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合においては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>5万 7,190円</u> 以下であるときに限る。）	月額 <u>5万 7,190円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月においては、介護に要する費用として支出された額）
随時介護を要する状態	1 [略]	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>5万 2,570円</u> を超えるときは、 <u>5万 2,570円</u> ）	随時介護を要する状態	1 [略]	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>5万 2,650円</u> を超えるときは、 <u>5万 2,650円</u> ）

2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合においては、当該介護に要する費用として支出された額が2万8,560円以下であるときに限る。)	月額2万8,560円 (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月においては、介護に要する費用として支出された額)	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合においては、当該介護に要する費用として支出された額が2万8,600円以下であるときに限る。)	月額2万8,600円 (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月においては、介護に要する費用として支出された額)
--	---	--	---

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額(以下「改正後の告示」という。)の規定は、平成30年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 改正後の告示の規定は、平成30年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

宮崎県告示第 618号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

平成30年7月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4510201348	ヘルパーステーション ひなか	都城市広原町17号9番地3	合同会社Heart Connection	小林市大字北西方963番地16	平成30年7月1日	居宅介護、重度訪問介護

家畜人工授精講習会規程の一部を改正する告示をここに公表する。

平成30年7月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県告示第 619号

家畜人工授精講習会の規程の一部を改正する告示

家畜人工授精講習会規程(昭和60年宮崎県告示第521号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(合格者等) 第12条 修業試験の合格者は、委員会の報告に基づき、知事が決定し、その氏名を宮崎県公報に登載して公告するものとする。	(合格者等) 第12条 修業試験の合格者は、委員会の報告に基づき、知事が決定し、その受講番号を宮崎県公報に登載して公告するものとする。
2 [略]	2 [略]

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出

書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成30年7月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ニトリ宮崎北店
宮崎市大字新名爪字麦田1387番11 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ニトリ 代表取締役 白井俊之
北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ニトリ 代表取締役 白井俊之
北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成31年3月1日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,450㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物西側 68台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物西側 22台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物東側 64㎡
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内東側 31.74㎡
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後9時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2箇所 建物敷地西側及び北側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
平成30年6月29日
- 9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 - (2) 期間
平成30年7月9日から平成30年11月9日まで
- 10 意見書の提出先及び期間
 - (1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課
 - (2) 期間
平成30年7月9日から平成30年11月9日まで
- 11 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売

店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成30年7月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ綾店
東諸県郡綾町大字南俣郷鴨 180
 - 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
J A三井リース建物株式会社 代表取締役 工藤真樹
東京都中央区銀座八丁目13番1号
 - 3 変更する事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) J A三井リース建物株式会社 代表取締役 保崎隆行
東京都中央区銀座八丁目13番1号
(変更後) J A三井リース建物株式会社 代表取締役 工藤真樹
東京都中央区銀座八丁目13番1号
 - 4 変更の年月日
平成30年4月1日
 - 5 変更する理由
建物設置者の代表者の変更のため
 - 6 届出年月日
平成30年6月20日
 - 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 - (2) 期間
平成30年7月9日から平成30年11月9日まで
 - 8 意見書の提出先及び期間
 - (1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課
 - (2) 期間
平成30年7月9日から平成30年11月9日まで
 - 9 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。
- 土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、霧島狭野原土地改良区（高原町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成30年7月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住 所
理事	清水計吉	西諸県郡高原町大字蒲牟田4495-2
理事	宮田幸則	西諸県郡高原町大字蒲牟田 734
理事	久留勤	西諸県郡高原町大字広原4950-4
理事	小久保訓	西諸県郡高原町大字蒲牟田3742
理事	蒲生浩一郎	西諸県郡高原町大字蒲牟田3641-4
理事	日高鉄男	西諸県郡高原町大字蒲牟田 225
理事	日渡実	西諸県郡高原町大字広原5029
理事	田上克弘	西諸県郡高原町大字蒲牟田7859-1
監事	森山孝一	西諸県郡高原町大字蒲牟田3704-2
監事	加藤正博	西諸県郡高原町大字蒲牟田3749

(任期：平成33年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住 所
理事	清水計吉	西諸県郡高原町大字蒲牟田4495-2
理事	宮田幸則	西諸県郡高原町大字蒲牟田 734
理事	久留勤	西諸県郡高原町大字広原4950-4
理事	池田正己	西諸県郡高原町大字蒲牟田3800-9
理事	森山正美	西諸県郡高原町大字蒲牟田3704-4
理事	竹之下虎生	西諸県郡高原町大字蒲牟田7157
理事	松山勝	西諸県郡高原町大字広原5038-3
理事	森山二六夫	西諸県郡高原町大字蒲牟田3710

監事	森山孝一	西諸県郡高原町大字蒲牟田3704-2
監事	加藤正博	西諸県郡高原町大字蒲牟田3749

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、五十鈴土地改良区（門川町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成30年7月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住 所
理事	米良成志	東白杵郡門川町大字門川尾末3873番地1
理事	松本邦彦	東白杵郡門川町大字川内6349番地1
理事	安田精一	東白杵郡門川町大字門川尾末3966番地
理事	小野徹雄	東白杵郡門川町大字門川尾末5600番地
理事	金丸直利	東白杵郡門川町大字門川尾末2810番地
理事	吉村繁広	東白杵郡門川町大字門川尾末2601番地
理事	炭倉清	東白杵郡門川町大字川内7798番地
理事	小邑東	東白杵郡門川町大字川内6972番地5
理事	岩切進	東白杵郡門川町大字川内6830番地1
監事	太田民雄	東白杵郡門川町大字門川尾末20番地2
監事	津野崇彦	東白杵郡門川町南ヶ丘1丁目105番地

(任期：平成33年5月6日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住 所
理事	米良成志	東白杵郡門川町大字門川尾末3873番地1

理 事	松 本 邦 彦	東臼杵郡門川町大字川内6349番地 1
理 事	安 田 精 一	東臼杵郡門川町大字門川尾末3966 番地
理 事	小 野 徹 雄	東臼杵郡門川町大字門川尾末5600 番地
理 事	安 田 敏 明	東臼杵郡門川町大字門川尾末2082 番地
理 事	岩 佐 高 弘	東臼杵郡門川町大字門川尾末1780 番地
理 事	岩 下 哲 毅	東臼杵郡門川町大字川内7705番地
理 事	小 谷 芳 憲	東臼杵郡門川町大字川内6907番地
理 事	岩 崎 礼 二	東臼杵郡門川町大字川内6368番地 9
監 事	太 田 民 雄	東臼杵郡門川町大字門川尾末20番 地 2
監 事	津 野 崇 彦	東臼杵郡門川町南ヶ丘 1 丁目 105 番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、奈留土地改良区（串間市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成30年7月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	野 辺 秀 男	串間市大字奈留1709番地
理 事	島 田 泰 史	串間市大字奈留1054番地
理 事	橋 川 孝 次 郎	串間市大字奈留3237番地
理 事	島 田 和 弘	串間市大字奈留 789番地
理 事	野 辺 忠 徳	串間市大字秋山2392番地 2
監 事	野 辺 英 春	串間市大字奈留1677番地
監 事	山 下 重 美	串間市大字秋山 712番地 3

（任期：平成34年5月15日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	野 辺 忠 徳	串間市大字秋山2392番地 2
理 事	野 辺 秀 男	串間市大字奈留1709番地
理 事	黒 木 秀 次 郎	串間市大字奈留3275番地 1
理 事	野 辺 英 春	串間市大字奈留1677番地
理 事	島 田 武 嗣	串間市大字奈留1035番地
理 事	島 田 房 光	串間市大字奈留1044番地
理 事	島 田 泰 史	串間市大字奈留1054番地
理 事	武 田 節 良	串間市大字秋山 762番地 5
監 事	野 辺 光 男	串間市大字秋山2439番地
監 事	野 辺 誠 次	串間市大字奈留3023番地
監 事	林 章 一	串間市大字奈留1048番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、霧島狭野原土地改良区（高原町）の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成30年7月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	久 留 勤	西諸県郡高原町大字広原4950- 4

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、霧島狭野原土地改良区（高原町）の役員の就任について次のとおり届出があった。

平成30年7月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	田 中 洋 一	西諸県郡高原町大字広原4952

（任期：平成33年3月31日まで）

教育委員会告示

宮崎県教育委員会告示第3号

平成31年度宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校、宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校及び宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校入学者選抜要綱をここに公表する。

平成30年7月9日

宮崎県教育委員会教育長 四 本 孝

平成31年度宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校、宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校及び宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校入学者選抜要綱

1 募集人員

- | | |
|------------------------|-----|
| (1) 宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校 | 40人 |
| (2) 宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校 | 80人 |
| (3) 宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校 | 40人 |

2 応募資格

平成31年3月小学校又はこれに準ずる学校を卒業見込みの者で、宮崎県内に居住している者

3 出願手続

入学志願者の出願手続については、別に定める「平成31年度宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校、宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校及び宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校入学者選抜実施細目」(以下「実施細目」という。)による。

4 入学者選抜

入学者の選抜は、調査書その他必要な書類及び選抜検査の結果を資料として行う。

5 入学者選抜検査会場

- (1) 宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校

ア 宮崎会場

宮崎県教育研修センター(宮崎市阿波岐原町前浜4276番地729)

電話番号 0985 (24) 3122

イ 延岡会場

宮崎県立延岡青朋高等学校(延岡市平原町2丁目2618番地2号)

電話番号 0982 (33) 4980

- (2) 宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校

宮崎県立宮崎西高等学校(宮崎市大塚町柳ヶ迫3975番地2)

電話番号 0985 (48) 1021

- (3) 宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校

宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校(都城市妻ヶ丘町27街区15号)

電話番号 0986 (23) 0223

6 日程

- (1) 入学者選抜検査

平成31年1月19日(土)

- (2) 入学者選抜検査結果通知の投函

平成31年1月23日(水)

7 その他

この要綱に定めるもののほか、宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校、宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校及び宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校の入学者選抜に関し必要な事項は、実施細目に定めるところによる。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

教育委員会公告

次のとおり処分を行ったので公告する。

平成30年7月9日

宮崎県教育委員会教育長 四 本 孝

- | | |
|----------|--|
| 1 処分者 | 宮崎県教育委員会 |
| 2 被処分者 | 宮崎海洋高等学校 実習助手 布施 敦宏 |
| 3 処分年月日 | 平成30年6月29日 |
| 4 処分の種類 | 免職 |
| 5 処分の理由 | 平成30年5月7日以来長期にわたって職務に専念すべき義務を怠っている被処分者の行為は勤務実績不良であるとともに公務員としてその職に必要な適格性を欠くものである。 |
| 6 取消しの訴え | この処分の取消しの訴えは、この処分のあったことを知った日(公告の日から2週間を経過した日)の翌日から起算して6か月以内に宮崎県を被告として提起することができる。 |

監査委員告示

監査委員告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年7月9日

宮崎県監査委員 高 橋 博

宮崎県監査委員 若曾根 隆 志

宮崎県監査委員 中 野 一 則

宮崎県監査委員 高 橋 透

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
青 山 伸 一	東京都三鷹市上連雀1丁目25番21-505号
塩 塚 正 康	福岡県久留米市花畑1丁目20番地1 サンリヤン花畑駅南 501号
洲 崎 達 也	宮崎市橘通東4-5-14 武田ビル 601
清 家 秀 夫	宮崎市青葉町 106番地2

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成30年7月1日から平成31年3月31日まで

内水面漁場管理委員会指示

宮崎県内水面漁場管理委員会指示第148号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づく指示(平成29年宮内委指示第146号)のうち、内水面共同漁業権第17号の内水面第5種共同漁業権に係る増殖について次のとおり指示する。

平成30年7月9日

宮崎県内水面漁場管理委員会会長 田 代 一 洋

1 指示の内容

硫黄山噴火に伴う水質悪化により、平成29年宮内委指示第 146 号にもとづく増殖行為の履行を免除する。

雑 報

平成30年度行政書士試験の実施について

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により宮崎県知事から委任された平成30年度行政書士試験について、次のとおり実施します。

平成30年7月9日

一般財団法人行政書士試験研究センター理事長 磯 部 力

1 試験期日

平成30年11月11日（日） 午後1時から午後4時まで

2 試験場所

宮崎県立宮崎工業高等学校（宮崎市天満町9-1）

3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

試験科目	内 容 等
行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数46題）	憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成30年4月1日現在施行されている法令に関して出題します。
行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数14題）	政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

(2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行います。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とします。

* 記述式は、40字程度で記述するものを出题します。

4 受験手数料

7,000円

受験手数料の払込方法については、試験案内を御覧ください。

なお、払込みに要する費用は、受験申込者の負担となります。

また、いったん払い込まれた受験手数料は、地震や台風等により、試験を実施しなかった場合等を除き、返還しません。

5 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間

平成30年7月30日（月）から平成30年8月31日（金）まで

イ 受付場所

一般財団法人行政書士試験研究センター（東京都千代田区

一番町25番地 全国町村議員会館3階）

試験案内及び受験願書が入っていた封筒を使用し、郵便局

の窓口で必ず簡易書留郵便で郵送してください。8月31日の消印があるものまで受け付けます。

ウ 提出書類

受験願書一式（配布場所についてはエを御覧ください。）

エ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

① 郵送配布

(7) 配布期間

平成30年7月30日（月）から平成30年8月24日（金）まで

(i) 配布方法

郵送を希望する方は、140円分の切手を貼った、あて先明記の返信用封筒（角形2号：A4サイズ用紙が折らずに入る大きさ）を同封した上、次のあて先まで郵便で請求してください。ただし、8月24日必着のこと。

郵便番号 252-0299

日本郵便株式会社 相模原郵便局留

一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

② 窓口配布

(7) 配布期間

平成30年7月30日（月）から平成30年8月31日（金）まで

(i) 配布場所

一般財団法人行政書士試験研究センター、宮崎県行政書士会、宮崎県総務部市町村課、県内各県税・総務事務所、西臼杵支庁、県内各市役所及び町村役場
土曜日、日曜日及び国民の祝日は、配布しません。

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受験申込み画面への入力

顔写真の画像データ（高さ4：幅3の割合のもの）を用意した上で、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<https://gyosei-shiken.or.jp>）からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力してください。

なお、申込完了メール不着等インターネット出願システムに関するお問い合わせ先は、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<https://gyosei-shiken.or.jp>）に登載します。

イ 受付期間

① 平成30年7月30日（月）午前9時から平成30年8月28日（火）午後5時まで

インターネットによる受験申込みは、8月28日（火）午後5時で終了します。午後5時までに入力を完了していないと、接続中（入力中）であっても申込みができなくなりますので御注意ください。

② 受付最終日（8月28日（火））は大変混雑し、インターネットが繋がりにくくなることが予想されますので、余裕を持って早めに申し込んでください。

ウ 受験手数料の払込み

① 受験手数料は、クレジットカード（申込者本人名義のものに限ります。）又はコンビニエンスストアで払い込んでください。

② 利用できるクレジットカード

VISA、Master、JCB、アメリカン・エクスプレス、Diners

③ 利用できるコンビニエンスストア

セブンイレブン、ローソン、ローソン・スリーエフ、ファミリーマート、セイコーマート、サークルK、サンクス、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、ニューヤマザキデイリーストア

6 特例措置の実施

身体の機能に障がいのある方等で、車椅子の使用、補聴器の使用、拡大鏡の持込みなど、受験に際して必要な措置を希望される方には、障がい等の状況により希望される措置を行うことがあります。

なお、申出の時期や障がいの内容等によっては希望に沿えない場合があります。

受験に際して必要な措置を希望される場合は、受験申込み（「郵送による受験申込み」又は「インターネットによる受験申込み」）をする前に、必ず一般財団法人行政書士試験研究センターまで御相談ください。

7 合格発表の日時及び方法

(1) 日時

平成31年1月30日（水）午前9時

(2) 方法

一般財団法人行政書士試験研究センター事務所の掲示板に合格者の受験番号を公示（掲示）します。

なお、公示後、受験者には合否通知書を郵送します。

また、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ (<https://gyosei-shiken.or.jp>) にも合格者の受験番号を掲載（掲載開始時間は、合格発表日の午前中）します。

8 その他

詳細については、一般財団法人行政書士試験研究センター（電話：03-3263-7700）、宮崎県行政書士会（電話：0985-24-4356）又は宮崎県総務部市町村課（電話：0985-26-7116）にお問い合わせください。

--	--